

奈 議 第 1 1 9 号  
平成 2 4 年 1 2 月 3 日

奈良県教育委員会委員長 平田 静太郎 様

奈良県議会議長 上田 悟



意 見 聴 取 に つ い て

平成 2 4 年 1 2 月定例県議会に提出された下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 5 条第 4 項の規定により、貴委員会の意見を聴取したいのでよろしくお願いします。

記

議第 7 4 号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

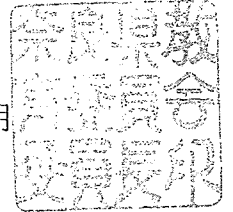


教 文 第 1 9 0 号

平成24年12月4日

奈良県議会議長 上田 悟 様

奈良県教育委員会委員長 平田 静太郎



奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する  
条例制定に伴う意見について（回答）

平成24年12月3日付け奈議第119号で意見を求められたこのことにつ  
いては、下記のとおりです。

記

議第74号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の条例案は適当と認めます。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該市町村委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務のすべてを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かななければならない。

5～10 (略)

(平一一法八七・全改、平一九法九七・一部改正)

# 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

## 1 事務処理特例条例の制度

法令により県知事の権限とされている事務を、県条例の定めるところにより、特例的に市町村長の権限として移譲する制度

### ○ 制度の根拠

地方自治法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）

「都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。」

### ○ 奈良県における特例条例による移譲の状況

平成12年度に制度が創設され、現在のところ屋外広告物法及び鳥獣保護法に基づく許可事務等、51法令561条項の事務を市町村に権限移譲している。

## 2 改正の経緯

### ○ 国の動き

地域主権改革（地方分権改革）の流れの中で、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）において「都道府県から基礎自治体（市町村）への権限移譲」が掲げられた。また、同大綱を踏まえ、平成23年に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第二次一括法）」が成立し、県から市町村への権限移譲がなされるなど、市町村の役割が一層重要視されている。

### ○ 県としての移譲の考え方

住民に身近な行政はできる限り身近な地方公共団体において処理するという「基礎自治体優先の原則」を尊重し、市町村の意欲に応じて、権限移譲を推進する。

### ○ 新たな権限移譲

県として、市町村の意向を踏まえ、移譲により住民サービスの向上や、市町村行政の総合的な展開につながり、移譲が望ましいと考えられる事務を市町村に提示し、市町村との協議が整った事務（13項目）（13法令65条項）について、奈良県事務処理の特例に関する条例に基づき、関係市町村（のべ112市町村）に権限移譲

事務内容	特例条例による移譲先(案)	移譲状況
(1)文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等	平群町 斑鳩町 川西町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 広陵町 河合町 大淀町	【法律】市
(2)文化財保護法に基づく国の機関が行う重要文化財等の現状変更等に係る文化庁長官の同意の申請の受理及び同意の伝達並びに現状変更等の終了の報告の受理（経由事務）	各市町村	なし
(3)文化財保護法に基づく重要文化財の滅失等に係る届出及び復旧の終了の報告の受理（経由事務）	各市町村	なし

## 3 施行期日

平成25年4月1日

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>市町村が処理することとする事務を追加する等のため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 市町村が処理する事務の追加</p> <p>(1) 文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に係る教育委員会の権限に属する事務を関係町村が処理することとする。</p> <p style="text-align: right;">(別表第3関係)</p> <p>(2) 文化財保護法に基づく国の機関が行う重要文化財等の現状変更等に係る文化庁長官の同意の申請の受理及び同意の伝達並びに現状変更等の終了の報告の受理の事務を関係市町村が処理することとする。</p> <p>(3) 文化財保護法に基づく重要文化財の滅失等に係る届出及び復旧の終了の報告の受理の事務を関係市町村が処理することとする。</p> <p style="text-align: right;">(別表第4関係)</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成25年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p>

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）

（奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「（第四条関係）」を「（第五条関係）」に改め、同表の一の項事務の欄中「昭和二十五年法律第二百十四号。」を削り、「という。」の下に「及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号。以下この項において「規則」という。）」を加え、同欄8の次に次のように加える。

<p>9 法第六十八條第一項及び第二項の規定による同意の申請の受理及び同意の伝達</p> <p>10 規則第三條第一項（規則第五條第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理</p>
--

別表第三中二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

<p>二 文化財保護法（以下この項において「法」という。）及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 法第十八条、第二十條及び第七十二條第五項において準用する法第三十三條の規定による届出の受理</li><li>2 法第二十七條第一項の規定による届出の受理</li><li>3 法第三十六條の規定による届出の受理</li><li>4 規則第三條の規定による報告の受理</li></ol>	<p>各市町村</p>
---	-------------

別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次のように加える。  
別表第三（第四条関係）

事 務	市 町 村
<p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下この項において「法」という。）及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第二百二十五条第一項の規定による許可（政令第五条第四項第一号に掲げるものに限る。）</p> <p>2 法第二百二十五条第三項において準用する法第四十三条第四項の規定による命令又は許可の取消し（1の許可に係るものに限る。）</p> <p>3 法第三百三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告の要求（1の許可に係るものに限る。）</p> <p>4 法第三百三十一条第一項の規定による実地調査及び調査のための必要な措置（1の許可に係るものに限る。）</p>	<p>平群町 斑鳩町 川西町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 広陵町 河合町 大淀町</p>

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表  
 一 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正（第一条関係）

改正案	現行				
<p>第四条 別表第三の上欄に掲げる教育委員会の権限に属する事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <p>第五条 別表第四の上欄に掲げる教育委員会に対する申請又は届出等の受理、通知等は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>	<p>第四条 別表第三の上欄に掲げる教育委員会に対する申請又は届出等の受理、通知等は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>				
<p>別表第三（第四条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1272 231 1370 769"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十号。以下この項において「法」という。）及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td> <td>平群町 斑鳩町 川西町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 広陵町 河合町 大淀町</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 法第二百二十五条第一項の規定による許可（政令第五条第四項第一号に掲げるものに限る。）</p> <p>2 法第二百二十五条第三項において準用する法第四十三条第四項の規定による命令又は許可の取消し）</p> <p>1の許可に係るもの</p>	事務	市町村	一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十号。以下この項において「法」という。）及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	平群町 斑鳩町 川西町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 広陵町 河合町 大淀町	
事務	市町村				
一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十号。以下この項において「法」という。）及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	平群町 斑鳩町 川西町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 広陵町 河合町 大淀町				



改正案

<p>3   法第三百三十条（法 第七十二条第五項 において準用する場 合を含む。）の規定 による報告の要求（ 1の許可に係るもの に限る。）</p>	
<p>4   法第三百三十一条第 一項の規定による実 地調査及び調査のた めの必要な措置（1 の許可に係るものに 限る。）</p>	

別表第四（第五条関係）

<p>事務</p> <p>一 文化財保護法（以下 この項において「法」 という。）及び特別史 跡名勝天然記念物又は 史跡名勝天然記念物の 現状変更等の許可申請 等に関する規則（昭和 二十六年文化財保護委 員会規則第十号。以下 この項において「規則 」という。）に基づく 事務のうち、次に掲げ るもの</p> <p>1～8 略</p> <p>9   法第六十八條第 一項及び第二項の規 定による同意の申請</p>	<p>市町村</p> <p>略</p>
---	---------------------

現行

別表第三（第四条関係）

<p>事務</p> <p>一 文化財保護法（昭和 二十五年法律第二百十 四号。以下この項にお いて「法」という。） に基づく事務のうち、 次に掲げるもの</p> <p>1～8 略</p>	<p>市町村</p> <p>略</p>
---	---------------------

改正案	<p>の受理及び同意の伝達</p> <p>10) 規則第三条第一項 (規則第五条第一項 において準用する場 合を含む。)の規定 による報告の受理</p>	
	<p>二 文化財保護法(以下 この項において「法」 という。)及び特別史 跡名勝天然記念物又は 史跡名勝天然記念物の 復旧の届出に関する規 則(昭和二十九年文化 財保護委員会規則第九 号。以下この項におい て「規則」という。) に基づく事務のうち、 次に掲げるもの</p> <p>1 法第百十八条、第 百二十条及び第百七 十二条第五項におい て準用する法第二十 三条の規定による届 出の受理</p> <p>2 法第百二十七条第 一項の規定による届 出の受理</p> <p>3 法第百三十六条の 規定による届出の受 理</p> <p>4 規則第三条の規定 による報告の受理</p>	各市町村
現行		